

沿岸広域振興局長告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年3月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 106号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市区界第4地割1番5地先から148番2地先まで	新	m 28.9～12.2	m 53.8
	旧	22.1～8.8	53.8

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成27年3月6日から同年4月6日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 大槌小国線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町金沢第15地割字細越75番1地先内	新	m 43.9～29.7	m 61.0
	旧	35.8～29.6	61.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成27年3月6日から同年4月6日まで